

別紙

報告書の提出及び委託料の支払についての特約条項

受注者は、業務委託契約書及び業務委託契約約款に定めるほか、発注者が定めるこの報告書の提出及び委託料の支払についての特約条項に従う。

(報告書の提出)

- 第1条 受注者は、令和7年9月30日までに、別記様式第1号による委託業務完了報告書を、発注者に提出する。
- 2 発注者は、前項の規定により、報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の成果がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、受注者に通知するものとする。
- 3 前項の委託料の確定額は、委託業務の実施に要した経費の実支出額と業務委託契約書4に定める委託料の限度額のいずれか低い額とする。

(委託料の支払)

- 第2条 委託料は、別紙支払内訳書のとおり受注者に支払うものとする。
- 2 受注者は、委託料の概算払を請求しようとするときは、別記様式第2号による委託料概算払請求書を発注者に提出するものとするものとし、発注者は、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。発注者が支払期日までに受注者に対して委託料を支払わないときは、発注者は、受注者に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じ、未払いの委託料につき年2.5パーセントの割合で算定した金額を利息として支払うものとする。
- 3 受注者は、前条第2項の通知に基づき、当該通知を受けた日から起算して10日以内に別記様式第3号による委託料概算払精算書を発注者に提出する。
- 4 受注者は、委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により精算する。
- 5 前項に定める過払額について、受注者が、発注者の定める返還期限までに返納しないときは、受注者は2.5パーセントの割合で算定した金額を利息として発注者に支払うものとする。

別記様式第 1 号

委託業務完了報告書

令和 7 年 月 日

広島県知事様

所在地
名 称
代表者

令和 7 年 月 日付けで委託契約を締結したひろしまジュニア国際フォーラム
開催支援業務を次のとおり実施したので報告します。

- 1 実施期間 令和 7 年 月 日から令和 7 年 月 日まで
- 2 事業実施報告書 別紙 1 のとおり
- 3 経費内訳書 ※様式は任意

別紙 1

事業実施報告書

区 分	内 容
1 事業の名称	ひろしまジュニア国際フォーラム開催支援業務
2 事業の実施期日	令和7年 月 日から令和7年 月 日
3 事業の実施場所	
4 実績金額	
5 備考	

※経費明細を添付してください。

別記様式第 2 号

委託料（概算払）請求書

¥ _____

ただし、令和 7 年 月 日付けで委託契約を締結したひろしまジュニア国際フォーラム開催支援業務に係る経費として

上記のとおり請求します。

広島県知事様

令和 7 年 月 日

所在地
名 称
代表者

委託料	既受領額	今回請求額	差 引	備 考

- (振込先)
- ・ 銀行名
 - ・ 口座名
 - ・ 種別及び口座番号

別記様式第3号

委託料概算払精算書

令和 7 年 月 日

広島県知事様

所在地 名 称	代表者
（一）	
（二）	
（三）	
（四）	
（五）	
（六）	
（七）	
（八）	
（九）	
（十）	
（十一）	
（十二）	
（十三）	
（十四）	
（十五）	
（十六）	
（十七）	
（十八）	
（十九）	
（二十）	
（二十一）	
（二十二）	
（二十三）	
（二十四）	
（二十五）	
（二十六）	
（二十七）	
（二十八）	
（二十九）	
（三十）	
（三十一）	
（三十二）	
（三十三）	
（三十四）	
（三十五）	
（三十六）	
（三十七）	
（三十八）	
（三十九）	
（四十）	
（四十一）	
（四十二）	
（四十三）	
（四十四）	
（四十五）	
（四十六）	
（四十七）	
（四十八）	
（四十九）	
（五十）	
（五十一）	
（五十二）	
（五十三）	
（五十四）	
（五十五）	
（五十六）	
（五十七）	
（五十八）	
（五十九）	
（六十）	
（六十一）	
（六十二）	
（六十三）	
（六十四）	
（六十五）	
（六十六）	
（六十七）	
（六十八）	
（六十九）	
（七十）	
（七十一）	
（七十二）	
（七十三）	
（七十四）	
（七十五）	
（七十六）	
（七十七）	
（七十八）	
（七十九）	
（八十）	
（八十一）	
（八十二）	
（八十三）	
（八十四）	
（八十五）	
（八十六）	
（八十七）	
（八十八）	
（八十九）	
（九十）	
（九十一）	
（九十二）	
（九十三）	
（九十四）	
（九十五）	
（九十六）	
（九十七）	
（九十八）	
（九十九）	
（一百）	

概算払受領済額	金	円
精算額	金	円
差引過不足額	金	円
(精算額の内訳)		